



第1章

第2章

第3章

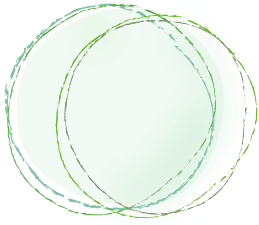
資料編

第4章

第5章

第6章

資料編



資料編

1 芦屋市子ども・子育て会議

(1) 芦屋市子ども・子育て会議条例（抜粋）

平成25年6月28日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、芦屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所関係者
- (3) 幼稚園関係者
- (4) 保護者団体関係者
- (5) 子育て支援団体関係者
- (6) 事業主団体関係者
- (7) 労働者団体関係者
- (8) 市民
- (9) 行政関係者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。





(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれにあたる。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(2) 委員名簿

区分	氏名	出身団体等の名称及び役職
学識経験者	○寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学 教授
	◎大 方 美 香	大阪総合保育大学 教授
保育所関係者	飯 田 眞 美	私立あゆみ保育園長
	末 谷 満	認可外保育所 芦屋キンダーガルテン S T E P S 経営者
	下 岡 き み 代	芦屋市立大東保育所長
幼稚園関係者	山 本 眞	芦屋聖マルコ学園愛光幼稚園長
	金 光 文 代	芦屋市立小槌幼稚園長
保護者団体関係者	有 馬 直 美	芦屋市P T A 協議会
	友 廣 剛	芦屋市学童保育保護者連絡会
	安 里 知 陽	芦屋市保育推進保護者会協議会
子育て支援団体関係者	加 納 多 恵 子	芦屋市社会福祉協議会
	半 田 孝 代	芦屋市民生児童委員協議会
	守 上 三 奈 子	芦屋市子ども会連絡協議会
事業主団体関係者	橋 本 亮 一	芦屋市商工会
労働者団体関係者	三 柴 哲 也	芦屋地方労働組合協議会
市民	北 川 知 子	市民委員
	英 眞 希 子	市民委員
	藤 原 寛 子	市民委員
行政関係者	伊 田 義 信	芦屋市教育委員会学校教育部長
	(津 村 直 行)	(芦屋市こども・健康部長)
	三 井 幸 裕	芦屋市こども・健康部長

※◎会長，○副会長

※（ ）書は旧委員





2 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部

(1) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、こども・健康部長をもって充て、副委員長は、こども・健康部こども政策課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、こども・健康部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、こども政策に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事(財務担当部長)
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長





別表第2（第5条関係）

企画部企画課長
企画部市民参画課長
総務部文書統計課長
総務部財政課長
市民生活部男女共同参画推進課長
市民生活部経済課長
市民生活部児童センター長
福祉部地域福祉課長
福祉部障害福祉課長
こども・健康部こども課長
こども・健康部保育課長
こども・健康部健康課長
都市建設部総務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長
教育委員会社会教育部青少年育成課長

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

3 策定経過

(1) 平成 25 年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成 25 年 8 月 9 日	第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度について 芦屋市子ども・子育て会議について データから見る芦屋市の保育と教育における現状について アンケート調査票について
9 月 18 日	第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関するアンケート調査について 子ども・子育て支援事業計画について 部会の設置について
10 月 7 日 ～11 月 11 日	調査票の配布・回収	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童の保護者と小学生児童の保護者に調査票を配布・回収
10 月 25 日	第 1 回 基準検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 検討すべき基準と芦屋市の現状について（施設、整備等） 検討すべき基準と芦屋市の現状について（保育の必要性、公定価格）
10 月 31 日	第 1 回 支援事業部会	<ul style="list-style-type: none"> 13 事業の内容と芦屋市の現状について
12 月 23 日	第 3 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> アンケート集計速報（報告） 基準検討部会、支援事業部会で出た意見（報告） 芦屋市子ども・子育て支援事業計画素案策定（協議）
平成 26 年 1 月 31 日	第 2 回 基準検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付 国の基準一覧 地域型給付 国の基準一覧 教育・保育事業の量の見込みに関する調査結果
2 月 6 日	第 2 回 支援事業部会	<ul style="list-style-type: none"> 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関する調査結果
3 月 9 日	第 4 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 基準検討部会、支援事業部会の報告 芦屋市子育て支援に関するアンケート調査に基づく「量の見込み」について 芦屋市子ども・子育て支援事業計画素案策定（協議）
3 月 18 日	第 1 回子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市子ども・子育て支援事業計画素案について 芦屋市子育て支援に関するアンケート調査に基づく「量の見込み」について
3 月 25 日	第 1 回子ども・子育て支援事業計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市子ども・子育て支援事業計画素案について アンケート調査及び量の見込みについて

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編





(2) 平成 26 年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成 26 年 5 月 27 日	第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について 地域型保育事業について
7 月 11 日	第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 前回会議での意見の集約について 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について
7 月 29 日	第 3 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画中間まとめ－第 3 章、第 4 章－について 子ども・子育て支援事業計画中間まとめ－第 5 章－について <ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育の量の見込みと確保方策 ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について 私立幼稚園について
8 月 5 日	第 1 回子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市子ども・子育て支援事業計画（中間まとめ案）について <ul style="list-style-type: none"> ①第 3 章「計画の基本的な考え方」 第 4 章「子ども・子育て支援施策の推進方策」 ②第 5 章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」 <ul style="list-style-type: none"> ア 教育・保育の量の見込みと確保方策 イ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 利用者負担の考え方について
8 月 12 日	第 1 回子ども・子育て支援事業計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市子ども・子育て支援事業計画（中間まとめ案）について 利用者負担の考え方について
8 月 29 日	第 4 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市子ども・子育て支援事業計画【中間まとめ】－概要版－について（報告） 利用者負担の考え方について（協議） 放課後児童健全育成事業について（委員提出資料）
10 月 14 日 ～11 月 13 日	パブリックコメント	<p>閲覧方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市こども政策課窓口 イ 市役所北館 1 階行政情報コーナー，ラポルテ市民サービスコーナー，図書館，公民館図書室 子育てセンター，男女共同参画センター，児童センターでの閲覧 ウ 市ホームページでの閲覧 <p>意見件数 245 件（44 名）</p>

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
12月25日	第5回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめ—パブリックコメントの意見について ・ 中間まとめ—放課後児童健全育成事業の確保方策の考え方について ・ 利用者負担の考え方について
平成27年1月29日	第6回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋市子ども・子育て支援事業計画について ・ 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等について
2月12日	第2回子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果と意見に対する考え方について ・ 芦屋市子ども・子育て支援事業計画（原案）について
2月24日	第2回子ども・子育て支援事業計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果と意見に対する考え方について ・ 芦屋市子ども・子育て支援事業計画（原案）について



○子育て支援員

保育士不足が深刻な状況の下、保育所や家庭的保育事業、学童保育施設の事業の拡充に伴う人材の確保に対応するため、新たに創設される資格のこと。子育て中の女性や、子育てが一段落した主婦の社会進出を後押しすることも狙いの1つとされている。

○子育て短期支援事業

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う事業。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、設置されたもの。学識経験者、組織代表者、公募委員、市職員で構成されている。子ども・子育て会議は、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たしている。

○子ども・子育て関連3法

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、平成 24 年 8 月に成立した法律。

○子どもの貧困率

17 歳以下の子ども全体のうち、所得が少ない家庭で育つ子どもの割合のこと。

【さ行】

○時間外保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う事業。

○事業所内保育事業

会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業。





○次世代育成支援対策推進行動計画

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定される計画のこと。市町村行動計画，都道府県行動計画，一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の4類型がある。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み，次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し，次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ，かつ，育成される社会の形成を目的とした法律。平成17年4月から施行され，10年間の時限立法であったが，平成27年4月から10年間延長された。

○施設型給付

子ども・子育て関連3法に基づく制度の1つで，保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置のこと。従来の財政措置では，保育所・幼稚園・認定こども園に対し，異なる財源の下，個別の給付費として施設への経費や保護者への助成金が支給されてきたが，この制度では「施設型給付費」という共通の給付に一本化し，市町村が施設・保護者に経費や助成金の支給を行う。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき，市町村が，5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。

○実費徴収

毎月の保育料以外で施設が独自に給食費，通園費，その他（遠足等の園外活動費，学用品費・教材費，制服等の被服費等）を徴収すること。

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して，特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品，文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

○社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。

○出生割合

総出生数に占める母親の年齢別の出生数の割合のこと。

○小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下，きめ細かな保育を実施する事業のこと。（6～19人まで）

【た行】

○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

○地域型保育給付

子ども・子育て関連3法に基づく制度の1つで、小規模な保育施設に対する財政措置のこと。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業を「地域型保育事業」として市町村が認可し、地域型保育給付の対象とする。保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法等は、施設型給付と同様とする。

○地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供、相談及び助言を行う窓口を設置するとともに、子育て中の保護者と子どもが気軽に遊べる場の提供を行う事業。

○地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業で、次の13事業が規定されている。①利用者支援事業、②時間外保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫子育て援助活動支援事業、⑬妊婦健康診査事業。

○特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

○統合保育

保育所において、個別的配慮が必要な乳幼児を、他の児童との集団による保育を行うこと。





【な行】

○入所待ち児童と待機児童

認可保育所に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

○乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問をして子育てなどの助言や相談を行う事業。

○認可と確認

施設や事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」として位置付けられるためには、児童福祉法等を根拠とする施設・事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」（子ども・子育て支援法）の両方を受けることが必要になる。

○認定区分

- ・ 1号認定
満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どものこと。
- ・ 2号認定
満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。
- ・ 3号認定
満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

○認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による学校の1つ。幼稚園と保育所の良いところを生かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする施設。

○妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子手帳の交付を受けた方や転入された方を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用の助成を行う事業。

【は行】

○病児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースなどにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動。

○保育所

児童福祉法による児童福祉施設の1つ。保護者が労働・疾病等のために保育を必要とする子どもを日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする。

○保育の必要性

実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する。保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」（保護者の就労、疾病等）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定する。

○放課後子供教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

○放課後子ども総合プラン

すべての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の計画的な整備を進める事業。

○放課後児童健全育成事業

保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学児童の健全育成を図るため、受入れを実施する事業で、いわゆる学童保育のこと。芦屋市では留守家庭児童会が該当する。厚生労働省が所管している。

【ま行】

○未婚率

人口に占める未婚者数の割合のこと。





【や行】

○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で把握した支援の必要な家庭に対し、養育に関する相談や育児・家事援助等を行うために、保健師やヘルパーが訪問する事業。

○幼稚園

学校教育法による学校の1つ。満3歳から小学校入学までの幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○要保育児童

入所児童又は入所待ち児童のこと。

○要保護児童と要支援児童

要保護児童とは、児童福祉法で規定される保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者が家出、死亡、離婚、入院しているなどの状況にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境等に起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。

また、要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する保護者の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。

【ら行】

○利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

○利用者負担

教育・保育を受けた際に施設に支払う保育料のこと。

○労働力率

労働力の状態を的確に表すための指標。

「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合。

労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。

【わ行】

○ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



子育て未来応援プラン「あしや」

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画

平成 27 年 3 月

発行 芦屋市

編集 芦屋市こども・健康部こども政策課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号

T E L : 0797-38-2180

F A X : 0797-38-2190

ホームページ:

<http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomoseisaku/index.html>

